福島北警察署
（自転車対策重点地区・路線図）

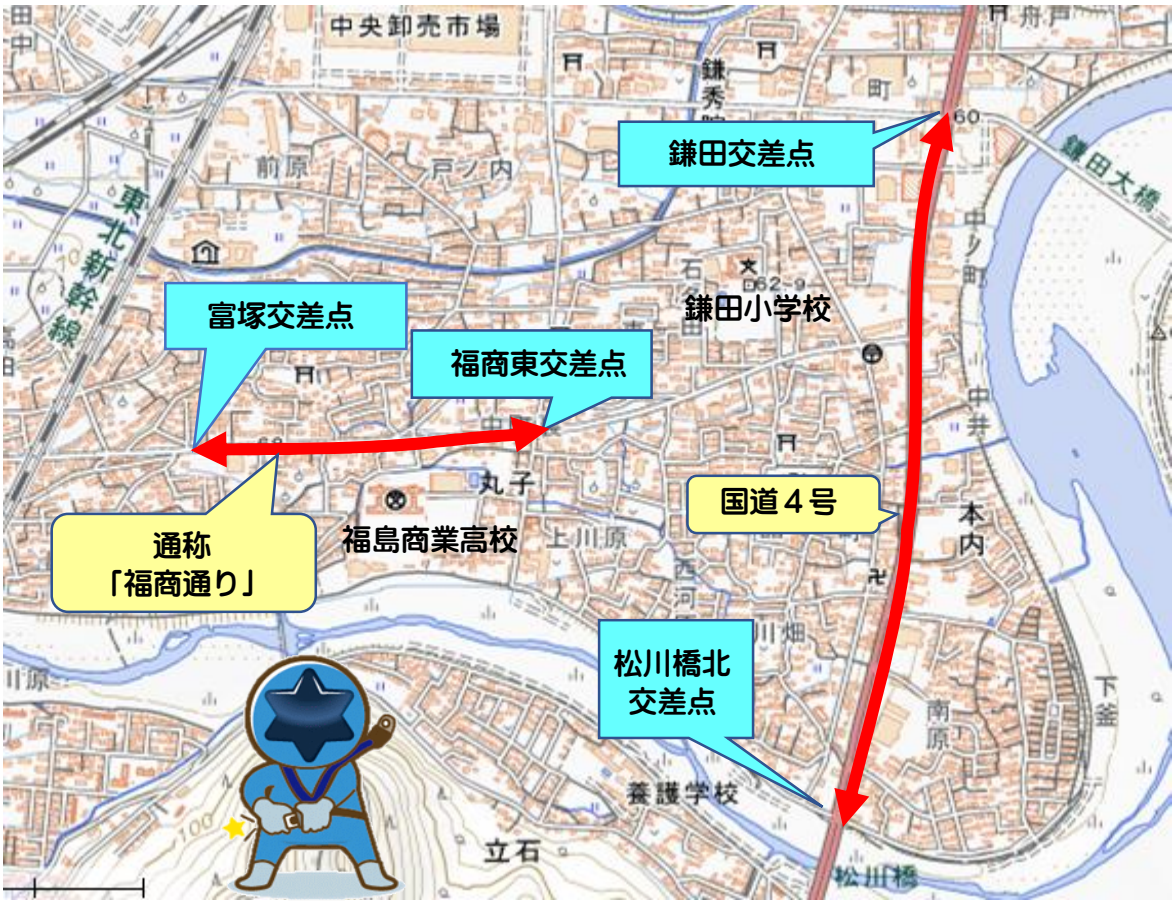

○　選定理由
　いずれの路線・地区も通学等による自転車の通行量が多く、事故の発生が心配される路線です。
○　自転車安全利用五則を守って走行しましょう
○　歩道は歩行者が優先です。
○　ヘルメットを被りましょう。
　令和5年4月1日から、自転車利用者はヘルメットの着用が努力義務化されました。
　万が一の交通事故に備えて、ヘルメットを正しく着用しましょう！

令和6年に福島北警察署管内で自転車乗車中に死傷した人の状況等

	死傷者数	うちヘルメット		事故時のヘルメット着用率	
		着　用	非着用	令和６年	令和５年
小学生	０人	０人	０人	－	－
中学生	２人	２人	０人	100%	－
高校生	１人	０人	１人	0%	0%
一　般	７人	２人	５人	29%	33%
高齢者	２人	０人	２人	0%	0%
合　計	12　人	4　人	8　人	33%	13%

～自転車安全利用五則～

1　車道が原則、左側を通行
　歩道は例外、歩行者を優先
2　交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3　夜間はライトを点灯
4　飲酒運転は禁止
5　ヘルメットを着用